〔 一 面 〕

令和　　　年　　月　　日

伊賀市役所市民生活課　空き家対策室　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者　〒　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　　　　　　　－　　　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者番号（第　　　　　　号）

伊賀流空き家バンク抽選会申込書

　伊賀流空き家バンクに登録された新規公開物件についての抽選会への参加を希望しますので、二面のルール（参加条件）に同意し抽選会に参加を申し込みます。

記

〔抽選会申込物件〕

物件登録番号　　第　　　　　号

　　　　物件所在地　　　伊賀市

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☆伊賀流空き家バンクの利用ルール | | |
| 1. | 伊賀市空き家バンクでは、交渉時のトラブル回避のため物件所有者との直接交渉はできないルールとなっており、交渉から契約、引渡しまでは、伊賀市が指定した媒介不動産事業者又は仲介司法書士を通して交渉を行うこと。 ※物件が譲渡や安価な物件は司法書士が仲介します。それ以外は不動産事業者が媒介します。 ※媒介不動産事業者・仲介司法書士の変更や交代は、各法に照らし違法性があった場合に行います。 |  |
| 2. | 物件近隣住民、物件所有者、他の利用登録者、不動産事業者、司法書士、空き家バンク担当職員への脅迫・威圧、迷惑行為など、空き家バンクの運営に支障をきたさないこと。 ※支障をきたした場合は利用登録を抹消します。また、それ以降の申請者又はその同居家族や縁者などからの利用登録申出があった場合も同様に利用登録の許可は行いません。利用決定後判明した場合は、即時、利用登録を抹消します。 |  |
| 3. | 居住以外の目的**※**で物件取得（購入・賃貸）を行わないこと。 　※太陽光パネル設置目的、転売（貸）目的など（シェアハウス、社宅、寮は相談下さい。） |  |
| 4. | 空き家バンク制度で関与できる範囲は交渉開始前までとなります。交渉開始以降は、宅建業法に基づき、媒介不動産事業者による手続となるため、売買契約や賃貸借契約後の物件の瑕疵や契約の履行、登記手続など一切のクレームは市へは申し立てないこと。 |  |
| 5. | 物件内覧を行う際は、車輛の駐車や停車場所に注意して道路交通法を遵守すること。また、付近住民や地元車輛への障害や迷惑行為を行わないこと。 |  |
| 6. | 登録内容等の変更や登録の取消しを行う場合、速やかに「利用者登録事項変更届出」を行うこと。 |  |
| 7. | 新規公開物件の交渉（抽選）開始申込期間に複数の利用登録者から申請があった場合、交渉順位を決めるための抽選会を行うこととし、抽選会は、市職員による代理抽選とする。  また、交渉順位が次点以降となった場合、前交渉順位者が交渉に時間が掛かっている場合でも、意義、不平・不満は唱えないこと。 ※交渉権の順番が来る前は、別の物件の内覧や交渉申込は可能です。交渉したい場合は、抽選を行った物件の交渉順位は抹消され、以降の交渉順の方が繰り上がります。 |  |
| 8. | 「交渉中」と表記されている物件についても、交渉申込を提出することができます。その場合は、受付日時順での昇順で交渉順位となります。この場合、前交渉順位者が交渉に時間が掛かっている場合でも、不平・不満は唱えないこと。 |  |
| 9. | 交渉開始後、必要なリフォームや各種手続きを行う場合は、利用登録者自らが行うこと。 ※本市へ移住を希望する世帯で、伊賀市内の業者などが不明な場合は、各種団体との業務協定に基づき団体の会員を斡旋することが可能です。この場合、伊賀市は業者を紹介するだけで見積りの作成までは行いません。 |  |
| 10. | 交渉期間の目安は60日以内とすること。ただし、購入や賃貸を行う確固たる意思が決まっており、成約予定で諸々の手続きや引っ越しなどに時間が掛かる場合は、「交渉中」を「契約中」に取引状態を変更するため、市窓口へ必ず連絡を行うこと。 |  |